

# 令和6年度 市民税・県民税申告書の書き方について

●青色申告及び分離所得や住宅借入金等特別税額控除のある方（2年目以降で年末調整済の方を除く）、雑損失など翌年度以降に繰り越す控除のある方、その他特殊な申告内容の方は税務署で申告してください。

●令和6年度市民税・県民税の申告受付期間は2月15日(木)から3月15日(金)までです（土日祝日除く）。受付期間内に申告をお願いします。郵送申告も受付しています。

●申告書については、足利市役所ホームページからダウンロードできます。なお、市役所税務課（24番窓口）にも用意してあります。



## お問合せ先

足利市役所 税務課 市民税担当 ☎0284-20-2122

郵送での提出先 〒326-8601 足利市本城3丁目2145番地

足利市役所 税務課 市民税担当 宛

## 申告に必要なもの

- 市民税・県民税申告書
- 本人確認書類（番号確認書類+身元確認書類）
  - ▶番号確認書類…マイナンバーカード（通知カードも可）、個人番号が記載された住民票の写し
  - ▶身元確認書類…マイナンバーカード、運転免許証、障害者手帳、保険証等の写し
- 収入・所得金額が確認できるもの(令和5年分給与所得又は公的年金等の源泉徴収票、事業所得・不動産所得・公的年金以外の雑所得(個人年金等)の支払調書や必要経費のわかるもの)
 

事業収入及び不動産収入がある方は、収支内訳書
- 社会保険料(国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民年金保険料等)の控除証明書又は領収書
- 生命保険料・地震保険料の控除証明書(保険料支払先が発行するもの)
- 障害者控除を受ける方は、障害者手帳・療育手帳又は障害者控除認定証明書
- 医療費控除を受ける方は「医療費控除の明細書」(医療費通知で申告する場合、「医療費控除の明細書+医療費通知の原本」)
 

※領収書のみは不可

## 【手順1】基本情報の記入

現住所・1月1日現在の住所・氏名・フリガナ・生年月日・個人番号・業種又は職業・電話番号・世帯主の氏名・続柄を記入してください。

## 【手順2】収入・所得金額の記入

**収入金額** 所得税や社会保険料等を差し引く前の給与・年金・売上金及び賃貸料など、令和5年中に収入を得ることが確定した金額

**所得金額** 収入金額から、必要経費等（その収入を得るために直接要した費用又は法令で定められている一定の控除額）を差し引いた金額

所得の種類		所得の概要	計算方法及び記入例
事業	営業等	○卸売・販売・飲食・製造・修理・サービス業等のいわゆる営業 ○医師・弁護士・作家・外交員・大工等のいわゆる自由業	所得金額 ＝収入金額－必要経費 <b>収入には…</b> ア)売上総額を記入
	農業	○米・麦・野菜・花・果樹等の栽培 ○農家が兼営する家畜、家さんの飼育 ○酪農品の生産	イ)家事消費分も含めて記入 ウ)権利金・更新料等総収入を記入 <b>必要経費には…</b> 減価償却・修理費・固定資産税等があります
	不動産	貸家・アパート・貸宅地・小作料等の地代や家賃	所得金額＝収入金額
利子	エ	○国外で支払われる預金等の利子等 ○特定公社債の利子等	所得金額＝収入金額
配当	オ	法人から受け取る剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配等に係る所得	所得金額＝ 利子収入金額－株式等を取得するための負債の利子
給与	カ	給与や俸給、賃金、賞与などの所得 ※源泉徴収票を添付してください	<b>別紙1</b> 給与所得の計算方法参照
雑	公的年金等	国民年金、厚生年金、各種共済年金、農業者年金、恩給等 ※源泉徴収票を添付してください	<b>別紙1</b> 公的年金等(雑所得)の計算方法参照
	業務	ク	所得金額＝ 収入金額－必要経費
	その他	ケ	原稿料、講演料、シルバー人材、検針員、内職等の副収入による所得 生命保険の年金(個人年金保険)、太陽光発電、暗号資産取引による所得等でほかの所得に当てはまらない所得
総合譲渡	短期	コ	所得金額＝ {(収入金額－必要経費)－ <b>※特別控除額</b> }÷2 ※総合譲渡所得・一時所得の特別控除額は50万円までです。
	長期	カ	
一時	シ	生命保険の一時金・満期返戻金、損害保険の満期返戻金、懸賞当選金等	

## 【手順3・手順4】所得から差し引かれる金額に関する事項の記入

### ⑮生命保険料控除

#### ●計算方法

新契約(新生命保険、新個人年金、介護医療保険)	
支払った保険料	控除額
12,000円以下	全額
12,001円～32,000円	保険料×1/2+6,000円
32,001円～56,000円	保険料×1/4+14,000円
56,001円以上	28,000円

旧契約(旧生命保険、旧個人年金)	
支払った保険料	控除額
15,000円以下	全額
15,001円～40,000円	保険料×1/2+7,500円
40,001円～70,000円	保険料×1/4+17,500円
70,001円以上	35,000円

1 各区分の生命保険料の支払額を

合計し、控除計算表に従って各保険料の

控除額を算出する

保険区分	支払金額の合計	控除額
新生命保険料	円 → (A)	円
旧生命保険料	円 → (B)	円
新個人年金保険料	円 → (E)	円
旧個人年金保険料	円 → (F)	円
介護医療保険料	円 → (I)	円

2 下記に控除額の数字を当てはめ、生命保険料控除額を算出する

$$(A) + (B) = (C) \text{ (C)限度額 } 28,000 \text{ 円}$$

$$(B) \text{ と } (C) \text{ を比べて大きい方の金額} = (D)$$

$$(E) + (F) = (G) \text{ (G)限度額 } 28,000 \text{ 円}$$

$$(F) \text{ と } (G) \text{ を比べて大きい方の金額} = (H)$$

$$(D) + (H) + (I) = (J) \text{ (J) 生命保険料控除(限度額 } 70,000 \text{ 円)}$$

### ⑯地震保険料控除

地震保険料
(A)控除額
保険料×1/2 (限度額 25,000円)

旧長期損害保険料	
支払った保険料	(B)控除額
5,000円以下	全額
5,001円～15,000円	保険料×1/2+2,500円
15,001円以上	10,000円

#### ●計算方法

地震保険料と旧長期損害保険料の控除額を支払金額から計算し、算出する

保険区分	支払金額の合計	控除額
地震保険料	円 → (A)	円
旧長期損害保険料	円 → (B)	円
(A) + (B) = (C)		(C)地震保険料控除(限度額 25,000円)

### ⑰医療費控除の計算方法

A	支払った医療費	円
B	保険金などで補てんされる金額	円
C	A－B	円
D	「総所得金額等」	円
E	D×0.05	円
F	100,000円とEの少ない方の金額	円
G	C－F	医療費控除額(最高200万円) 円

#### ●医療費控除の特例を選択した場合(セルフメディケーション税制)の計算方法

J	支払った医療費	円
K	保険金などで補てんされる金額	円
L	J－K	円
M	L－12,000円	医療費控除額(最高88,000円) 円

市民税・県民税申告書の書き方

手順3及び手順4：  
所得から差し引かれる金額の記入

⑬社会保険料控除

前年中に納税義務者が負担した自己又は生計を一にする配偶者、その他親族の社会保険料のこと（※配偶者その他親族の年金から天引きされた金額は除きます）。支払額の全額が控除になります。

手順3の社会保険料控除の欄に種類ごとに記入した後、手順4に合計額を記入してください。

例) 国民健康保険税、後期高齢者保険料、国民年金保険料、介護保険料、国民年金基金、農業者年金、厚生年金基金など

⑮生命保険料控除

前年中に納税義務者が負担した自己又は生計を一にする配偶者、その他親族の生命保険料のこと（計算式は裏面）。

手順3の生命保険料控除の欄に支払額を記入した後、裏面の計算方法で算出してください。計算後（J）の金額を手順4に記入してください。

例) 新・旧生命保険料、新・旧個人年金保険料、介護医療保険料

⑯地震保険料控除

前年中に納税義務者が負担した自己又は生計を一にする配偶者、その他親族の地震保険料のこと（計算式は裏面）。

手順3の地震保険料控除の欄に支払額を記入した後、裏面の計算方法で算出してください。計算後（C）の金額を手順4に記入してください。

例) 地震保険料、旧長期損害保険料

⑰寡婦控除

前年12月31日時点で夫と離別して扶養親族がいる又は死別している場合（申告者の合計所得500万円以下）に手順3に☑のうえ、手順4に「260,000」と記入してください。

⑱ひとり親控除

前年12月31日時点で婚姻していない又は死別している場合で生計を一にする子がいる場合（申告者の合計所得500万円以下）に手順3に☑のうえ、手順4に「300,000」と記入してください。

⑳障害者控除

前年12月31日時点で自己又は生計を一にする配偶者その他扶養親族のうち障害者がある場合に手順3に氏名等を記入してください。その後、手順4に右の「」内の控除額を記入してください。

控除額

- ・障害者：身体3～6級、療育B、C、精神2、3級・・・「260,000」円
- ・特別障害者：身体1、2級、療育A、精神1級・・・「300,000」円
- ・同居特別障害：特別障害者と同居している場合・・・「530,000」円

※お持ちの手帳や障害者控除対象者認定書等をご確認ください。

手順に沿って記入をお願いします。

計算方法の算出は裏面・別紙1・別紙2を参考にしてください。

※この書き方の中で説明が省略されている項目はお問合せください。

記入例		令和6年度分 市民税 申告書		整理番号	表
受付印	現住所	足利市本城3丁目2145番地		業種又は職業	飲食業
1月1日現在の住所	フリガナ	同上		電話番号	0284-20-2122
氏名	足利 太郎		個人番号	012345678910	
出生年月日	生年月日	62・4・2	世帯主の氏名	足利 太郎	
年 月 日	公称コード	通称コード	納組コード	世帯コード	
6	2	16			
3 所得から差し引かれる金額に関する事項					
⑬ 社会保険料控除	国民健康保険税	320,000	円		
	国民年金保険料	199,080	円		
	合計	519,080	円		
⑮ 生命保険料控除	100,000	円			
	30,000	円			
	50,000	円			
⑯ 地震保険料控除	16,000	円			
⑰～⑱ ひとり親控除	<input type="checkbox"/> 寡婦控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> ひとり親 (学校名) <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未婚				
⑳ 障害者控除	1 氏名	足利 春男	障害の程度	身体1級	
	2 氏名		障害の程度		
㉑～㉒ 配偶者控除	氏名	足利 花子	配偶者の合計所得金額	200,000 円	
㉓ 扶養控除	1 氏名	足利 春男	年齢	37・4・4	
	2 氏名	足利 夏子	年齢	37・4・5	
	3 氏名		年齢		
	4 氏名		年齢		
㉔ 基礎控除	氏名	足利 あき	年齢	29・4・6	
㉕ 雑損控除	氏名	足利 冬子	年齢	5・4・7	
㉖ 医療費控除	氏名		年齢		
	支払った医療費等	300,000	円	保険金などで補填される金額	50,000 円
別居の扶養親族等がある場合には、裏面「12」に氏名、個人番号及び住所を記入してください。		扶養控除額の合計	600,000		
⑳ 雑損控除	損害金額		円	保険金などで補填される金額	
㉗ 医療費控除	支払った医療費等	300,000	円	保険金などで補填される金額	50,000 円
「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第3項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。					
裏面にも記載する項目や欄がありますので、注意してください。					
1 収入金額等	営業等	ア	3,500,000	円	
	農業	イ	200,000	円	
	不動産	ウ	120,000	円	
	利子	エ		円	
	配当	オ		円	
	給与	カ	650,000	円	
	公的年金等	キ		円	
	業務	ク		円	
	その他	ケ		円	
	短期	コ		円	
	長期	ク		円	
2 所得金額	営業等	ア	2,300,000	円	
	農業	イ	-100,000	円	
	不動産	ウ	60,000	円	
	利子	エ		円	
	配当	オ		円	
	給与	カ	100,000	円	
	公的年金等	キ		円	
	業務	ク		円	
	その他	ケ		円	
	合計	コ		円	
	総合譲渡一時	ク		円	
	合計	ク	2,360,000	円	
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬	519,080	円	
	生命保険料控除	⑮	70,000	円	
	地震保険料控除	⑯	8,000	円	
	寡婦、ひとり親、配偶者	⑰～⑱	530,000	円	
	扶養控除	㉑～㉒	660,000	円	
	基礎控除	㉔	430,000	円	
	⑬から㉔までの計	㉕	2,547,080	円	
	雑損控除	㉖		円	
	医療費控除	㉗	150,000	円	
	合計	㉘	2,697,080	円	
5 給与・公的年金以外(令和5年4月1日以後の市町村以外)の方法	給与から差引き(特別徴収)	<input type="checkbox"/>			
	自分で納付(普通徴収)	<input checked="" type="checkbox"/>			
備考	控え希望				

手順1：基本情報の記入

申告書上段の太枠内を記入してください

本人確認書類の提示又は両面の写しの提出をお願いします。

本人確認書類については裏面②を参照してください。

手順2：収入・所得金額の記入

前年中に得た収入を当てはまる箇所に入力してください。(所得金額への換算は別紙1参照)

なお、収入区分により添付資料の提出をお願いします。

事業収入及び不動産収入：収支内訳書

給与収入及び年金収入：源泉徴収票

雑所得：支払額のわかる証明書

(遺族年金・障害者年金は除く)

※収入のない方は⑫に「0」と記入してください。

手順5：備考欄の確認(該当者のみ)

・給与・公的年金等に係る所得以外の徴収方法を選択される方は☑をしてください。

・申告書の控えが必要な場合には「控え希望」と記入のうえ、返信用封筒(84円切手付き)を同封してください。

㉗医療費控除

前年12月31日時点で自己又は生計を一にする配偶者その他親族が前年中に支払った医療費がある場合には、手順3に支払額・補てん額を記入してください。その後、裏面の計算方法で計算し、手順4に控除額を記入してください。

※申告書と併せて「医療費控除の明細書」の提出が必要になります。

㉑扶養控除

前年12月31日時点で扶養親族がいる場合には、手順3に氏名等を記入してください。その後、別紙2から当てはまる控除額を手順4に記入してください。

ただし、被扶養者の合計所得が48万円以下に限ります。

㉑～㉒配偶者控除・配偶者特別控除

前年12月31日時点で配偶者がいる場合には手順3に氏名等を記入してください。その後、別紙2から当てはまる控除額を手順4に記入してください。

ただし、内縁の夫・妻は含みません。

※「前年12月31日時点」とは・・・年の途中で死亡した場合は、その死亡の日時点とします。

## ◆給与所得の計算方法

給与所得金額の速算表

給与収入金額	給与所得金額	
0円～550,999円	0円	
551,000円～1,618,999円	給与収入金額－550,000円	
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円	
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円	
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円	
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円	
1,628,000円～1,799,999円	給与収入金額÷ 4=A(千円未満切 り捨て)	A×2.4+100,000円
1,800,000円～3,599,999円		A×2.8－80,000円
3,600,000円～6,599,999円		A×3.2－440,000円
6,600,000円～8,499,999円	給与収入金額×0.9－1,100,000円	
8,500,000円以上	給与収入金額－1,950,000円	

## ◆公的年金等(雑所得の)計算方法

公的年金等の雑所得速算表

- 65歳未満の場合(昭和34年1月2日以後生まれの人)【求める所得金額=A×B－C】

公的年金等の収入 金額の合計額(A)	割合 (B)	控除額(C)		
		公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
1,299,999円まで	100%	600,000円	500,000円	400,000円
4,099,999円まで	75%	275,000円	175,000円	75,000円
7,699,999円まで	85%	685,000円	585,000円	485,000円
9,999,999円まで	95%	1,455,000円	1,355,000円	1,255,000円
10,000,000円以上	100%	1,955,000円	1,855,000円	1,755,000円

- 65歳以上の場合(昭和34年1月1日以前生まれの人)【求める所得金額=A×B－C】

公的年金等の収入 金額の合計額(A)	割合 (B)	控除額(C)		
		公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
3,299,999円まで	100%	1,100,000円	1,000,000円	900,000円
4,099,999円まで	75%	275,000円	175,000円	75,000円
7,699,999円まで	85%	685,000円	585,000円	485,000円
9,999,999円まで	95%	1,455,000円	1,355,000円	1,255,000円
10,000,000円以上	100%	1,955,000円	1,855,000円	1,755,000円

## ①配偶者控除額

令和 5 年中の納税義務者の合計所得金額が 1,000 万円以下で、配偶者の合計所得金額が 48 万円以下の場合

区 分	本人の合計所得金額		
	900 万円以下	900 万円超え 950 万円以下	950 万円超え 1,000 万円以下
控除対象配偶者 (昭和 29 年 1 月 2 日以後生)	330,000 円	220,000 円	110,000 円
老人控除対象配偶者 (昭和 29 年 1 月 1 日以前生)	380,000 円	260,000 円	130,000 円

## ②配偶者特別控除

令和 5 年中の納税義務者の合計所得金額が 1,000 万円以下で配偶者の合計所得金額が 48 万円超え 133 万円以下の場合

配偶者の合計所得	本人の合計所得金額		
	900 万円以下	900 万円超え 950 万円以下	950 万円超え 1,000 万円以下
480,001 円～1,000,000 円	330,000 円	220,000 円	110,000 円
1,000,001 円～1,050,000 円	310,000 円	210,000 円	110,000 円
1,050,001 円～1,100,000 円	260,000 円	180,000 円	90,000 円
1,100,001 円～1,150,000 円	210,000 円	140,000 円	70,000 円
1,150,001 円～1,200,000 円	160,000 円	110,000 円	60,000 円
1,200,001 円～1,250,000 円	110,000 円	80,000 円	40,000 円
1,250,001 円～1,300,000 円	60,000 円	40,000 円	20,000 円
1,300,001 円～1,330,000 円	30,000 円	20,000 円	10,000 円
1,330,001 円～	0 円	0 円	0 円

## ③扶養控除

納税義務者と生計を一にし、令和 5 年中の合計所得金額が 48 万円以下の場合

区 分		控除額 (1 人につき)	条 件	
扶 養	一 般 (特定・老人・年少扶養以外)	330,000 円		
	※16 歳未満の扶養親族	0 円	令和 5 年 12 月 31 日現在で年齢 16 歳未満の人 (平成 20 年 1 月 2 日以後生まれの人)	
	特 定	450,000 円	令和 5 年 12 月 31 日現在で年齢 19 歳以上 23 歳未満の人 (平成 13 年 1 月 2 日～平成 17 年 1 月 1 日生まれの人)	
	老 人	老 人	380,000 円	令和 5 年 12 月 31 日現在で年齢 70 歳以上の人 (昭和 29 年 1 月 1 日以前生まれの人)
		同居老親等	450,000 円	老人扶養のうち、納税義務者又は納税義務者の配偶者の 直系尊属でいずれかと同居を常況としている人

※16 歳未満の扶養親族の扶養控除額はありませんが、非課税限度額の判定の際、扶養人数に含まれます。